

## 議事要旨(6)企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭に西川副委員長より、企業結合専門委員会において投資育成目的(いわゆるベンチャーキャピタル(VC)条項)及び債権回収目的について検討を行っている旨の説明があり、引き続き、吉田専門研究員より、「審議事項(6)投資育成目的及び債権回収目的の検討・整理」に基づき、企業結合専門委員会における検討状況の説明がなされた。

- ・ 投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いを検討する中で、監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」2(6)に示される、いわゆるベンチャーキャピタル(VC)条項の取扱いにつき議論され、別途検討するものとされたため、8月以降、企業結合専門委員会で検討している。また、これに関連して、監査委員会報告第60号(6)に示される銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っている場合についても、あわせて検討している。
- ・ すなわち、監査委員会報告第60号では、ベンチャーキャピタルが投資育成目的で株式を所有していたり、金融機関が経営支援を行ったりしている場合であっても、それらが傘下に入れる目的で行われていないことが明らかにされたときには、子会社に該当しないものとして取り扱うことができるとされているが、この取扱いについて、実務上、様々な運用や拡大解釈がなされていることから検討を行っているものである。
- ・ 検討に際しては、海外の会計基準の取扱いや動向を検討し、また、参考人からも意見を聴取している。
- ・ 参考人からは、現行の(子会社に該当しないことを認める)取扱いにより、投資先の企業価値向上を支援する投資業の、あるいは融資先の経営を支援する銀行業の実態が連結財務諸表に正しく表されているとの意見が表明されている。
- ・ 投資先・融資先の企業の取扱いについては、現状の取扱いを維持する案(A案、1案)のほか、一定の条件を満たせば、投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであることから子会社に該当しないとする案(A'案、1'案)、一定の条件を満たせば、子会社に該当するが、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めないとする案(B案、2案)、さらには例外的な取扱いは削除し、原則どおり子会社に該当するとして連結の範囲に含める案(C案、3案)が検討されている。

この投資育成目的及び債権回収目的の検討・整理に対する委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のとおりである。

- ・ いわゆる「ベンチャーキャピタル」の定義はなされるのか、例外的な取扱いが適用される対象範囲をはっきりさせておかないと、新たな定めの趣旨が実務上生かされずに混乱が生じるのではないかと指摘があり、これに対して事務局からは、まずは全体の方向性を定めることとし、それを踏まえたうえで具体的に文案に落とし込む段階で検討したいとの回答がなされた。
- ・ 投資先、融資先の企業が子会社に該当することによって具体的にどのような影響が出るのかとの質問があり、これに対して事務局からは、たとえ連結対象とならない場合(非連結子会社)であっても持分法が適用されたり、一定の事項の注記が求められたりする場合がありうるとの回答がなされた。

以上